

令和4年

告示第50号

## 大館能代空港旅行商品造成支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、次の目的達成に向け、旅行商品の造成及び販売を行う事業者に対して補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(1) 空港の利用促進を図る。

(2) コロナウイルスの蔓延により利用者数が減少している空港発着の航空機利用者数の回復を図る。

### (補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に定める旅行業の登録を受けた者とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす旅行商品を造成し、販売を行う事業とする。

(1) 当該年度の4月1日から3月31日までに催行される旅行商品であること。

(2) 路線を往復又は片道利用し、本市内のホテル、旅館等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に1泊以上宿泊すること。

(3) 出発地が秋田県外であること。

2 本市からこの要綱に基づく補助金の交付以外の助成措置を受ける場合は、対象としない。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、本市内宿泊施設に宿泊した人数に、宿泊した日数を乗じて得た数に、さらに3千円を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旅行商品の販売を行う前に、北秋田市大館能代空港旅行商品造成支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に

掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業企画書（様式第2号）
- (2) 募集チラシ等ツアーの実施内容及び行程が確認できる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、申請者から前条の交付申請書の提出があったときはこれを審査し、補助金の交付の適否を決定し、北秋田市大館能代空港旅行商品造成支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。ただし、計画どおりに事業が実施されない場合には、交付決定を取り消すことができるものとする。

（変更等の承認）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更又は中止するときは、北秋田市大館能代空港旅行商品造成支援補助金交付決定変更（中止）申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、補助事業者から前項の規定により変更又は中止の申請があったときは、これを審査し、北秋田市大館能代空港旅行商品造成支援補助金交付変更（中止）承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業の完了した日から起算して1箇月以内又は当該年度の翌年4月10日のいずれか早い日までに、北秋田市大館能代空港旅行商品造成支援補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 宿泊施設が発行する所定の宿泊証明書（様式第8号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、北秋田市大館能代空港旅行商品造成支援補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに北秋田市大館能代空港旅行商品造成支援補助金請求書（様式第 10 号）により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

(帳簿等の保存年限)

第 11 条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和 2 年 10 月 20 日告示第 154 号）

この告示は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 1 日告示第 171 号）

1 この告示は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

2 北秋田市大館能代空港旅行商品造成支援補助金交付要綱（平成 30 年北秋田市告示第 100 号）は。廃止する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日告示第 50 号）

この告示は、公布の日から施行する。